

児童手当・特例給付の制度が変わります

変更点は、次の2点です。

1 特例給付への上限額の設定について

所得額により、特例給付の対象外となる場合があります。詳しくは、下記の『1 特例給付の「上限額」について』をご確認ください。

2 現況届の提出について

一部の方を除き、原則不要になります。詳しくは、裏面の『2 現況届の提出について』をご確認ください。

1 特例給付の「上限額」について

令和4年6月分（10月支給分）から、所得「上限額」が設けられます。

【変更前】

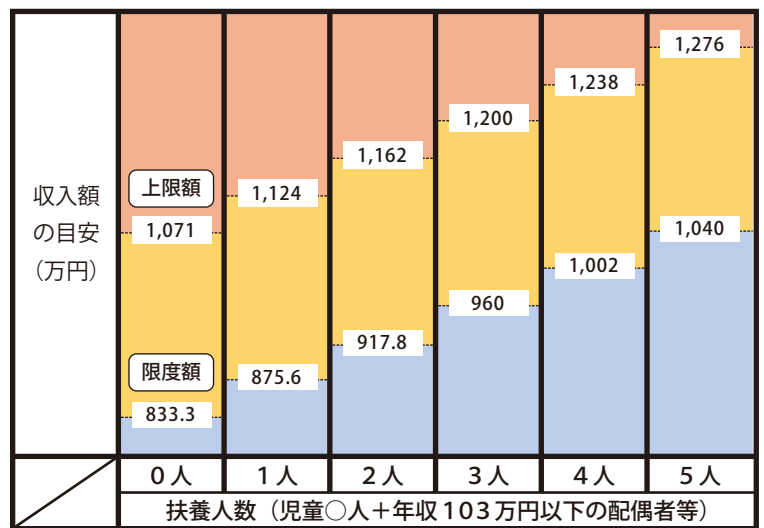
- ・ 限度額未満 ⇒ 児童手当
- ・ 限度額以上 ⇒ 特例給付
(5,000円/月)
※児童1人あたり



【変更後】

- ・ 限度額未満 ⇒ 児童手当
- ・ 限度額以上 ⇒ 特例給付
上限額未満
- ・ **上限額以上** ⇒ **支給なし**

【限度額・上限額 早見表】



■ … 児童手当 ■ … 特例給付 ■ … 支給なし

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。
上記は、あくまで目安であり、実際は、各種法定控除後の所得額で、所得限度額及び所得上限額を確認します。

〈ご注意〉

「児童手当・特例給付」が支給なしとなった後に、所得が「上限額」未満となった場合、**改めて認定請求書の提出等が必要となります。**

裏面に続きます。必ずご確認ください！

2 現況届の提出について

令和4年度から、**下記に該当する方を除き**、市が受給者の令和4年6月1日時点の状況を公簿等で確認するため、原則として現況届の提出は不要となります。（該当する方には、毎年5月下旬から申請書を送付します。）

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が東広島市ではない方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居している方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤ 市から提出の案内があった方



また、現況届の提出が原則不要となる代わりに、**下記の変更があった方は、市への届出が必要**になります。（令和4年6月以降）

- ① 児童を養育しなくなったことなどにより、**支給対象となる児童がいなくなったとき**
- ② 受給者や配偶者、児童の**住所が変わったとき**（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ③ 受給者や配偶者、児童の**氏名が変わったとき**
- ④ 結婚や離婚等により、**児童の属する世帯状況に変更があったとき**
- ⑤ 受給者の**加入する公的年金が変わったとき**（受給者が公務員になったときを含む）
- ⑥ 海外に住んでいる父母から、国内で児童を養育している者として、「**父母指定者**」の指定を受けたとき

お問い合わせは

東広島市役所 こども家庭課

市ホームページ →

電話 082-420-0941 (直通)

